

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和6年（2024年）7月 9日（諮問第235号）

答申日：令和7年（2025年）8月29日（答申情第194号）

事案名：球磨川水系河川整備計画の策定プロセス等に関する文書の開示決定に関する件
（文書の特定）

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、球磨川水系河川整備計画が「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に則った内容及び策定プロセスであると認められることを示す文書につき、令和5年（2023年）6月9日に行った開示決定について、実施機関の文書の特定は妥当である。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和5年（2023年）4月28日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下について開示請求を行った。

球磨川水系河川整備計画及び球磨川流域の復興計画が、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に則った内容／策定プロセスであることが客観的に認められることを示す資料のすべて（以下「本件請求文書」という。）

- 2 令和5年（2023年）6月9日、実施機関は、本件請求文書に該当する行政文書として「令和3年度第1回球磨川水系学識者懇談会説明資料」、「令和3年度第2回球磨川水系学識者懇談会説明資料」、「令和3年度第3回球磨川水系学識者懇談会説明資料」のうち、それぞれ「自然環境」、「土砂・流木対策」に関する文書を特定し、その全部を開示する開示決定（以下「原処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和5年（2023年）9月6日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して原処分を不服とする審査請求を行った。
- 4 令和6年（2024年）7月9日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

請求に対し特定された文書につき、的確な行政文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

「美しい山河を守る災害復旧基本方針」において、過剰な土砂供給に伴う河道埋塞、流木流下に伴う河道閉塞の状況を把握する際、堆積した土砂量や流木量を把握し水位縦断図と併せて被災状況の把握に活用することを、推奨している。だが開示された資料には、第四橋梁地点をはじめ他の流出した橋梁地点の土砂量や流木量を水位縦断図と併せて被災状況を把握しようとした記載は、認められない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書の要旨

河川整備計画は、河川法第16条の2の規定に基づき策定するものであり、目標に関する事項や河川の整備の実施に関する事項として、計画対象区間や今後20ないし30年間の整備の内容を示すものである。また、河川整備計画の策定に当たっては、河川法第16条の2第3項の規定に基づき、球磨川水系学識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置し、学識経験者から意見を聴取している。

一方、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」は、河川における災害復旧において、災害復旧事業及び改良復旧事業における標準的な復旧方法を示したものであり、多自然川づくりの考え方にに基づき、河川における生物の生息・生育・繁殖環境、景観、水辺利用の保全を図るものである。

河川整備計画は災害復旧事業及び改良復旧事業の計画とは異なるものではあるが、球磨川水系河川整備計画は、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」にも示されている多自然川づくりの考え方を踏まえて作成したものであることから、その策定プロセスとなる懇談会資料のうち、該当する部分を抽出し、開示したものである。

2 説明聴取の要旨

（1）「球磨川流域の復興計画」について

開示請求書に記載の「球磨川流域の復興計画」という名称の文書は存在しない。そこで、開示請求内容が「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に則った

「球磨川流域の復興計画」であるため、球磨川水系河川整備計画が該当すると判断した。

(2) 球磨川水系河川整備計画が多自然川づくりの考え方を踏まえている部分について

多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこととされている。

このことについて、第1回懇談会では資料2の16頁、19頁、第2回懇談会では資料3の14頁ないし15頁、資料5の6頁、13頁、第3回懇談会では資料3の8頁、18頁等に記載している。

また、懇談会における意見を踏まえて策定した球磨川水系河川整備計画では、109頁、132頁ないし136頁に記載している。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「堆積した土砂量や流木量を把握し水位縦断図と併せて被災状況の把握に活用すること」に係る情報が認められない旨主張するが、原処分までに、本件開示請求について当該情報の開示を求められたことはない。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、実施機関による文書の特定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 原処分の妥当性について

(1) 文書の特定について

まず、「球磨川流域の復興計画」について、球磨川水系河川整備計画が該当すると判断したとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。この点につき、審査請求人は特段の主張を行っていない。

よって、本件請求文書は、球磨川水系河川整備計画が「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に則った内容及び策定プロセスであると認められることを示す文書であると解される。

実施機関によれば、河川整備計画は「美しい山河を守る災害復旧基本方針」の対象ではないが、同基本方針にも示されている多自然川づくりの考え方を踏まえて作成したものであることから、その策定プロセスとなる懇談会資料の一部を、本件請求文書に該当する文書として特定したとのことだった。

この点につき、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」を見分したところ、冒

頭の「本資料の位置付け」において、「災害復旧事業および改良復旧事業を実施する場合には、本基本方針に基づくことを原則とする。」とあり、河川整備計画を対象とする旨の記載は認められなかった。また、「本基本方針は、災害復旧における標準的な復旧方法を示したものである。」「『標準的』とは、多自然川づくりの考え方にに基づき災害復旧を行うことを意味し、本基本方針に基づけば、河川における生物の生息・生育・繁殖環境、景観、水辺利用の保全が概ね図られる」と記載されていることが認められた。

また、対象文書等を見分したところ、懇談会では多自然川づくりの考え方を踏まえた議論が行われており、その結果、球磨川水系河川整備計画に反映されていることが認められた。

したがって、本件請求文書として懇談会資料の一部を特定した原処分は妥当である。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、第3の2に記載のとおり、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」において、堆積した土砂量や流木量を把握し水位縦断図と併せて被災状況の把握に活用することが推奨されているが、懇談会資料には当該活用の記載が認められないことから、原処分は文書の特定が妥当でない旨主張する。

しかしながら、原処分時点において、審査請求人が当該情報の存否を含めた開示決定等の判断を求めている、と読み取るべきだったとは認められない。

よって、審査請求人の主張については、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

2 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和6年（2024年） 7月 9日	・ 諮問（第235号）
令和7年（2025年） 4月30日	・ 審議
令和7年（2025年） 6月27日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和7年（2025年） 7月30日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長	大日方	信春
委 員	伊豆野	和代
委 員	鹿瀬島	正剛
委 員	齊藤	信子
委 員	関	智弘
委 員	竹本	正盛